

建設汚泥の定義や分類、処理など

泥土リサイクル協会

20年7月の環境省通知も解説

(一社)泥土リサイクル協会 愛知県稻沢市、木村孟理事長は昨年12月5日、ゼネコン等の担当者を対象にウェビセミナー「泥土リサイクルに関するQ&A」を開催し、ゼネコン担当者など約50人を対象に野口真一事務局長が建設汚泥に関して寄せられることが多い疑問点などを中心に講演を行った。

野口氏は初めに、建設汚泥の定義や発生土の分類などから説明し、具体的な工事の種類に応じて発生する泥土が廃棄物処理法上の

汚泥にあたるかどうかなどを解説した。

その後、建設汚泥処理物の定義について処理士と製品に分類されるるとし、具体的な処理の工程を踏まえて説明。またそのための品質管理について国交省の通知などを引用しながら必要な管理のポイントを指摘した。さらには建設汚泥等の有価物該当性に関する取扱いについても解説した。この通知によると建設汚泥に関する取扱いについても解説した。この通知によると建設汚泥や建設汚泥処理物、またはその混合物等を有償譲渡する場合、「処理または製造およびそれらの管理計画書」、「再生利用の実施に関する規定」、「O₂削減見える化シート」を発行しており、ぜひ各企業のCSRについて述べた。

なゆとりが少ないときは、「中間処理業者に依頼するのも一つの方法だが、1000立方㍍を超える場合や地域の状況によっては現場内利用や工事間利用が有効な時もある。どのような対応が最適なのか、ぜひ当協会に相談してほしい」と話した。

さらに昨年7月の環境省通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」も解説した。この通知によると建設汚泥のリサイクルの意義について、野口氏は「CO₂の大規模な発生抑制や環境破壊の抑止につながり、また企業のリサイクルガバナンスを構築する重要なものだ。当協会はC認書などの条件を満たし、合理性があると

判断されば、製造された時点での価値としてみなされるという内容となる。野口氏はこの点に触れ、「必要な書類の確認等を行う主体について明確になつてない部分もあるため十分留意する必要がある」と注意を促した。

同協会は今年度の気候変動アクション環境大臣表彰を受賞。建設汚泥のリサイクルの意義について、野口氏は「CO₂の大規模な発生抑制や環境破壊の抑止につながり、また企業のリサイクルガバナンスを構築する重要なものだ。当協会はC認書などの条件を満たし、合理性があると